

令和8年2月2日

一般社団法人滋賀県造林公社
理事長 三日月 大造 様

造林公社中期経営改善計画検討委員会
委員長 栗山 浩一

一般社団法人滋賀県造林公社の第4期中期経営改善計画案について

今般、一般社団法人滋賀県造林公社の第4期中期経営改善計画案を取りまとめましたので、造林公社中期経営改善計画検討委員会を代表し報告します。本計画案を着実に実施され、森林を適切に管理し公益的機能の持続的発揮を図り、そして公社が地域林業・社会の発展に貢献されることを期待します。

なお、計画案の取りまとめに際し、各委員から寄せられた意見・提言を踏まえ、計画の推進や今後の森林管理にあたっては下記の点について十分配慮されるよう申し添えます。

記

(1) 基本方針について

県のあり方検討会で示されたとおり、今後の分収造林事業において収益性を確保することは極めて困難であるとの現実を直視する必要がある。そのうえで、公社の責務を改めて認識し、適切な森林管理を通じて公益的機能を持続的に発揮させ、地域林業・社会の発展に貢献されるよう、計画的に事業を進められたい。

(2) 森林整備について

非採算林における間伐事業量を増加させること、およびこれまで整備してきた路網の現況調査を行い必要な補修につなげることは、今後の公社林の適切な管理を図るうえで非常に重要な施策である。これらの取組を着実に実行し、災害に強く、公益的機能を維持・向上させる森林づくりを進められたい。

(3) 木材の生産および販売について

主伐事業の施業面積・木材生産量・伐採収益はいずれも第3期計画を下回る見込みであり、森林資源の実態を踏まえると厳しい状況が続くことが予想される。そのような中でも、主伐事業を通じ人材育成にも資する架線技術の適用などを進めることは、地域林業の発展に寄与する重要な取組であり、引き続き着実に進められたい。

(4) 財務状況の改善およびその他の経営改善について

契約期間の延長や不採算林の解約については、契約期限を迎える事業地に限定し、丁寧な説明を行い合意形成を図りながら進めることが重要である。

また、企業等との連携を引き続き推進し、森林の公益的価値やネイチャーポジティブなどの社会的要請に応える取組を進められたい。

(5) 今後の森林管理について

森林の公益的機能が将来にわたり持続的に発揮されることが極めて重要であることから、公社が造成してきた森林について、今後も適切な管理が図られるよう、県と十分連携のうえ対応されたい。

中期経営改善計画（案）

第4期 令和8年度～令和12年度

造林公社中期経営改善計画検討委員会

令和8年（2026年）2月

目次

はじめに	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画期間	1
第1章 基本方針	2
第2章 森林整備に関する事項	4
1. 分収造林事業	4
(1) 採算性判定に基づく森林区分	4
(2) 森林整備	4
第3章 木材の生産および販売に関する事項	6
1. 木材の生産	6
(1) 分収造林事業	6
(2) 伐採後の更新状況等調査	8
2. 木材の販売	8
(1) 収益性の高い販売方法の選択	8
(2) 木材販売の基盤の整備	9
3. 伐採収益の拡大に向けた取組	10
第4章 財務状況の改善に関する事項	11
1. 分収造林契約の変更・解約	11
2. その他財務状況の改善の取組	12
(1) 補助金の活用および受託事業の確保	12
(2) 経費の削減	12
3. 期間中の収支の見直し	13
分収造林事業	13
4. 長期借入債務の弁済	14
第5章 組織体制の改善に関する事項	15
1. 事務局体制の整備と人材の育成・確保	15
(1) 事務局体制の整備	15
(2) 人材の育成・確保	15
第6章 その他経営の改善に関し必要な事項	16
1. 経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成	16
(1) 水源涵養をはじめとした公社林の多面的な価値および経営状況の発信	16
(2) 企業と連携した森林づくり等の促進	16
2. その他経営の改善の取組	17
(1) 森林法に基づく森林経営計画等の策定	17
(2) 森林資源管理台帳の維持管理	17
3. 計画の進行管理	17
4. 関係者への支援要請と連携	17

はじめに

1. 計画の位置づけ

この計画は、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」（平成21年滋賀県条例第29号）第2条第1項および同条例施行規則（平成21年滋賀県規則第24号）第2条第1項に基づく「長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画」である。

なお、この計画は、事業の進捗状況に基づく自己評価、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2. 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までとする。

第1章 基本方針

令和3年度から令和7年度までの第3期中期経営改善計画期間においては、「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり～びわ湖の森林・つくる公社からいかす公社へ～」を基本方針に掲げ、森林整備、本格的な木材生産と販売および分収造林契約の変更等の推進に取り組んだ。また、事業の実施状況等については、外部有識者からなる評価委員会の意見を踏まえて経営評価を行い、事業内容や実施方法の改善・充実を図ってきた。

この期間を通じて、本格的な伐採の始動～体制整備に重点的に取り組んだ第2期計画（平成28年度から令和2年度）の成果を土台として、分収造林事業では第3期計画の伐採面積・材積・収益の目標を達成し、特にウッドショックによる木材価格上昇に対応した材積の増加と有利販売等により、計画を大幅に上回る収益を確保することができた。

しかしながら、滋賀県において令和4年度～令和6年度に実施された航空レーザ計測の森林解析や現地踏査の結果では、想定していた資源量が見込めないことが判明した。また、獣害や気象害などによる材質の低下のほか、近年の労務単価の上昇等による生産コストの増加や木材価格の長期に渡る低迷、さらには国の制度変更に伴う補助金の減少などが相まって、採算性のある事業地の減少が予想され、長期経営計画に基づく収益の確保は極めて困難である。

こうした状況から、滋賀県において、公社や分収造林事業のあり方について改めて検討されることとなり、専門家を交えた「滋賀県分収造林事業あり方検討会」では、分収造林事業は中長期的に収束を図り、現公社組織は解散が望ましいといった抜本的な見直しに向けた提言がなされたところである。

この間、国においては、令和6年度から森林環境税の本格徴収が開始され、公益的機能や地域資源としての価値に対する国民の関心が高まっている。加えて、森林経営管理法が改正され、地域森林の効率的な管理が一層求められることとなった。

滋賀県においては、航空レーザ計測の解析結果等を搭載した森林クラウドが整備され、森林資源の詳細な状況把握が可能となった。また、県下6森林組合の合併により、経営資源の効率的運用が進められ、地域林業の強化が図られている。

林業・木材産業分野においては、環境負荷低減や脱炭素社会の実現に向け、木材利用が社会的に評価されつつある。「都市の木造化推進法」の施行により、建築物全般における木材利用の促進が進められ、地域材の需要拡大が期待されており、「クリーンウッド法」の改正

により、合法木材の流通管理が強化され、木材供給者の信頼性確保が一層重要となっている。また、AI や ICT、DX の進展により、林業・木材産業分野においても飛躍的な生産性向上の可能性が広がっている。

一方で、気候変動がもたらす豪雨災害等に伴う山地災害への対応が課題になっており、森林が持つ防災機能の重要性がこれまで以上に増している。地球温暖化対策として森林の CO₂ 吸収源機能への期待が高まる中、国際的にネイチャーポジティブ実現への取組が進められ、企業においても環境保全への参画気運が高まっている。こうした動向を背景に、カーボンクレジット市場の開設や GX リーグなどが展開されている。

このような国や滋賀県の政策の方向性、および厳しい経営環境と社会的な要請を踏まえ、当社は、琵琶湖を取り巻く水源林を守り引き継ぐ責務のもと、公益的機能の持続的な発揮と林業・木材産業の基盤維持に資する森林管理を推進していく必要がある。

そこで、本計画の基本方針を「適切な森林管理を通じた林業・木材産業の持続的発展と公益的機能発揮への貢献」と定め、地域の実情に応じた効率的な木材生産と有利販売を行うとともに、水源涵養・防災・地球温暖化防止対策などの観点から、暮らしを支える森林の公益的機能を高める森林整備を計画的に進めることとする。

そして、これまで公社林の整備に多大な御理解と御協力をいただいていた滋賀県民ならびに琵琶湖・淀川流域の住民の皆様に対し、その信頼に応えるべく、安全・安心な暮らしの基盤となる森林の保全と活用に全力で取り組む決意をもって、第4期中期経営改善計画を推進する。

第4期中期経営改善計画の基本方針

適切な森林管理を通じた林業・木材産業の持続的発展と公益的機能発揮への貢献

水源林の公益的機能を高度に発揮させる森林整備の推進

地域の実情に応じた適切かつ効率的な木材生産と有利販売

契約期限の迫った契約地の集中的な分収造林契約の変更等の推進

第2章 森林整備に関する事項

1. 分収造林事業

(1) 採算性判定に基づく森林区分

事業地の森林の生育状況、林道・作業道の状況について地理情報システム（GIS）を活用した森林資源管理台帳の整備を引き続き進め、併せて、航空レーザ計測成果を活用し、詳細に把握された資源の蓄積状況等に基づき、事業地の採算林判定を行う。

なお、この採算林判定は、今後、中期経営改善計画の改訂の機会を目途に行う。

(2) 森林整備

航空レーザ計測成果を活用し森林の現況把握に努め、現況に応じた森林整備を効率的に推進し、森林の公益的機能の持続的発揮を図る。

解約を予定する森林（不採算林）においては、将来的に針広混交林化を図るため、間伐を実施する（以下「環境林整備」という）。環境林整備の成果を検証し、検証結果のフィードバックにより着実に針広混交林化を図るため、環境林整備を実施した森林のモニタリング調査を実施する。

契約を継続する森林においては、採算林に接し伐期を迎えたものの生育状況や地形等により収益が見込めず主伐を実施していない森林（非採算林）について、成立本数が多く形状比が高い等、災害リスクの高い林分を中心に、長伐期を見据えた間伐を実施する。

これら間伐の実施に併せて、事業地の剥皮被害の状況等により病虫害獣防除を実施する。

上記施業により、水源涵養機能の向上を図り、また近年多発する豪雨等による気象災害を受けにくい森林へと誘導する。

また、契約を継続する森林において、伐期を迎え主伐を実施する森林（採算林）については、主伐に併せて路網整備を行う。

一方、これまで開設してきた既設路網の現況調査を実施し、豪雨等による荒廃箇所について、順次復旧工事を行う。

ha

保育施業	R8	R9	R10	R11	R12	計
間伐・環境林整備	330	330	330	330	330	1,650
病虫害獣防除	50	50	50	50	50	250

m

路網等整備 [II作業道]	R8	R9	R10	R11	R12	計
開設	6,300	6,500	4,400	8,400	2,900	28,500
補修	300	300	300	300	300	1,500
現況調査	80,000	80,000	80,000	—	—	240,000

※ 会社の作業道は、以下のとおり区分している。

I 作業道：幅員が0.6mの歩道

II 作業道：幅員が1.8m～2.5mの作業道（林業専用運搬車等が通行）

III 作業道：幅員が2.5m～3.0mの作業道（トラック等が通行）

環境林整備を実施した事業地における更新状況の継続的なモニタリング

箇所

モニタリング調査	R8	R9	R10	R11	R12
	1	2	3	4	5

第3章 木材の生産および販売に関する事項

1. 木材の生産

(1) 分収造林事業

森林の持つ公益的機能の持続的発揮に配慮するため、定性伐採（抜き伐り）により事業地全体を10年間隔で複数回に分けて伐採することを基本とし、伐採に当たっては適正な伐採率（材積伐採率35%以下かつ5年後に樹冠疎密度が概ね8割回復することが見込まれる）を厳守する。

旧びわ湖造林公社の事業地においては、11齢級（51年生）に達した森林について、1回目の伐採として、木材生産を行う。

旧滋賀県造林公社においては、全ての事業地において第3期計画期間中までに11齢級を迎えており、1回目伐採を完了している。第2期計画期間中に伐採を行った事業地が、順次伐採より10年を経過することから、資源が回復し伐採可能と判断された事業地において2回目伐採を実施する。

事業の実施にあたっては、地形条件に合った効率的な路網の配置や高性能林業機械の活用等により安定的な木材生産を行い、また、公社林と隣接する森林と施業の集約化を図るため、長期施業委託により林業事業者との連携強化を図る。さらに、列状間伐を視野に入れた架線系技術の導入など急傾斜地に対応した作業システムの検討を行う。

木材の需要に応じた仕分けを徹底し、A材、B材の生産を基本としつつ、根曲がりや獣害が多い事業地においては、造材や仕分けコスト等を削減し採算性を確保したうえでC材の生産を行う。

生産性の向上や伐採可能範囲の拡大等に資するこれらの取組を実施することにより、公社林における将来の伐採収益確保を目指す。

【両公社】

ha、千 m3、百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
施業面積	85	83	92	89	66	415
伐採面積	30	29	32	31	23	145
木材生産量	4.2	4.3	4.5	4.9	3.2	21.1
伐採収益	20	24	16	33	11	104

※伐採収益は、伐採等に係る補助金を含む。(以降の項目においても同様)

※伐採面積とは施業面積に伐採率 35%を乗じたもの。(以降の項目においても同様)

※計の不一致は四捨五入による。(以降の項目においても同様)

(内 旧滋賀県造林公社)

ha、千 m3、百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
施業面積	53	50	72	45	53	273
伐採面積	19	18	25	16	19	96
木材生産量	2.3	2.4	3.3	2.3	2.4	12.6
伐採収益	1	4	4	6	3	19

(内 旧びわ湖造林公社)

ha、千 m3、百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
施業面積	32	33	20	44	13	142
伐採面積	11	12	7	15	5	50
木材生産量	1.9	2.0	1.2	2.6	0.8	8.5
伐採収益	19	20	12	27	8	86

(2) 伐採後の更新状況等調査

複数回の伐採を10年間隔で実施し針広混交林化を目指すことから、1回目の伐採が終了した事業地において継続的なモニタリング調査を行い、伐採後の天然下種更新の状況を把握する。同時に、2回目以降の伐採に向けて残存木の生育状況についても調査を行う。

今後、林冠の閉鎖やニホンジカ食害の状況、2回目伐採の影響等の変化を的確に捉えて施業に反映していくため、調査方法や考察について滋賀県琵琶湖環境科学研究センター等研究機関の協力を仰ぎ、的確な調査および考察を実施し、必要に応じて施業に反映させる。

1回目の伐採が終了した事業地における更新状況の継続的なモニタリング 箇所

	R8	R9	R10	R11	R12
モニタリング調査	16	16	16	16	16

2. 木材の販売

(1) 収益性の高い販売方法の選択

① 滋賀県木材流通センターと連携した木材販売

年間を通じ安定的な木材供給が可能な強みを活かした価格交渉力および有利な販売先を確保・開拓する能力を有した滋賀県木材流通センターと連携した木材販売を行うことにより、安定的な販売先の確保と有利価格での販売に努めるとともに、県内外の需要に応える。また木材流通センターを通じ素材の需要動向を把握し、需要に応じた採材・造材を行う。

木材の輸送については、事業地の近隣に大型トラックの進入が可能な中間土場を設置することによって、木材の積み合わせや需要先への直接運搬等の効率化を図り、より収益性の高い販売に努める。

② 地域の木材需要に応じた多様な販売先の確保

県産材利用住宅および公共施設をはじめとした非住宅建築物の動向について、滋賀県や木材事業者等と情報交換を行うとともに、需要に応じた供給体制の構築を図る。特に、びわ湖材製品の流通拡大に向けて、木材市場や認定事業体等へびわ湖材を安定的に供給する。

また、林地残材を含めたC材について、木質バイオマスエネルギー等としての活用のため、採算性を考慮の上で積極的な供給に努める。

このための木材生産者の責務として、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。令和 3 年改正）や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。令和 4 年改正）の求めに応じ、適切な生産木材の分別管理や需要者への情報伝達に努める。

％

木材流通センターと 連携した木材販売割合	R8	R9	R10	R11	R12
	90	90	90	90	90

％

びわ湖材証明の 発行割合	R8	R9	R10	R11	R12
	100	100	100	100	100

(2) 木材販売の基盤の整備

計画期間内の木材生産および販売に関する計画を早期に情報提供することにより、事業の受注者となる林業事業体の確保に努める。また、長期施業委託による隣接森林との集約化施業の促進のため、林業事業体との連携強化を図ることなどにより木材販売の基盤の整備に努める。

林業事業体における新規就労者の確保や職員の資質の向上のため、滋賀県労働力確保支援センターにおいて必要な知識や技術の習得に向けた研修等を積極的に実施する。また、実施にあたっては、滋賀もりづくりアカデミーと連携を図る。

件

林業事業体への 長期受委託件数	R8	R9	R10	R11	R12
	4	4	5	4	4

3. 伐採収益の拡大に向けた取組

第4期計画期間内に伐期を迎える事業地のうち、第5期以降に伐採をすることにより伐採収益の向上が見込める事業地においては、必要に応じ長伐期化を見据えた間伐を実施する。

また、架線搬出を含めた多様な生産方法について検討し、事業者の持つ技術の向上や継承に努める。

件

	R8	R9	R10	R11	R12
架線搬出技術の実証や 活用に取り組む件数	1	1	2	2	2

第4章 財務状況の改善に関する事項

1. 分収造林契約の変更・解約

土地所有者との協議にあたっては、今後、滋賀県から示される分収造林事業のあり方の方針に沿って、令和8年度から令和12年度において契約期限を迎える事業地に限定して土地所有者の合意を得るように進めることとし、下表のとおり設定した年度を見据え、十分な準備と丁寧な説明の期間を確保しつつ、計画的に分収造林契約の変更・解約を実施する。

不採算林の契約の解約については、令和8年度から令和12年度に契約期限を迎える事業地の土地所有者に対して協議を実施する。

採算林における長伐期化に向けた契約期間の延長に係る契約変更については、令和8年度から令和12年度に契約期限を迎える事業地の土地所有者への交渉により更改協議の実施に努める。

一方、採算林における分収割合の変更については、第4期計画期間中は契約の交渉は行わないこととする。

また、今後の森林の状況、路網の整備状況の変化および周辺森林の伐採等に考慮し、明らかに採算が見込まれず、周辺森林の伐採に影響が生じない森林の解約を進める。

契約の解約にあたっては、森林の公益的機能の持続的発揮のため、必要な箇所新たに環境林整備事業を実施することにより所有者の理解を得ることに努める。

なお、解約後の森林についても土地所有者の意向を踏まえ、適正な森林整備のための対策が講じられるよう、引き続き、滋賀県等関係機関との協議・調整を行う。

ha

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
分収割合の変更	—	—	—	—	—	—
不採算林の解約	14	25	1	10	23	73
契約期間の延長	6	2	9	23	20	60

2. その他財務状況の改善の取組

(1) 補助金の活用および受託事業の確保

森林整備の促進等のために補助金の活用および受託事業の確保を図る。

(2) 経費の削減

林業事業体等に対し森林経営計画樹立から森林施業までを委託する長期施業委託等による集約化施業の促進および中間土場の設置による木材の工場等への直送等により業務の効率化を図る。

また航空レーザ計測結果の活用や森林クラウドによるデータ解析、ドローンの活用などにより、効率的な現地状況の把握と、計画的な路網配置や現地に最適な出材方法を選択するなどの最適な事業実施を図ることにより、事業費の削減に努める。

3. 期間中の収支の見直し

分収造林事業

(旧滋賀県造林公社)

百万円

項目		R8	R9	R10	R11	R12	計
収入	伐採収益	1	4	4	6	3	18
	造林補助金(保育等)	28	28	28	28	28	140
	出資金等	79	76	80	76	76	387
	その他収入	20	20	20	20	20	100
	計 (A)	128	128	132	130	127	645
支出	保育等事業費	58	58	58	58	58	290
	管理事務費	49	46	50	46	46	237
	分収交付金等	0	1	1	1	1	4
	その他支出	20	20	20	20	20	100
	計 (B)	127	125	129	125	125	631
償還財源 (A)－(B)		1	3	3	5	2	14

※ 伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。

※ 分収交付金等とは、分収交付金および分収に係る調査費（収獲調査費）のことである。

※ 分収に係る調査費（収獲調査費）は、計画上、伐採収益の8%相当額を計上している。

※ 造林公社の収支見通しであり、滋賀県等の予算措置を担保するものではない。

(旧びわ湖造林公社)

百万円

項目		R8	R9	R10	R11	R12	計
収入	伐採収益	19	20	12	27	8	86
	造林補助金(保育等)	51	51	51	51	51	255
	出資金等	143	138	144	138	138	701
	その他収入	36	36	36	36	36	180
	計 (A)	249	245	243	252	233	1,222
支出	保育等事業費	105	105	105	105	105	525
	管理事務費	89	84	90	84	84	431
	分収交付金等	3	3	2	5	1	14
	その他支出	36	36	36	36	36	180
	計 (B)	233	228	233	230	226	1,150
償還財源 (A)－(B)		16	17	10	22	7	72

※ 伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。

※ 分収交付金等とは、分収交付金および分収に係る調査費（収獲調査費）のことである。

※ 分収に係る調査費（収獲調査費）は、計画上、伐採収益の8%相当額を計上している。

※ 造林公社の収支見通しであり、滋賀県等の予算措置を担保するものではない。

4. 長期借入債務の弁済

滋賀県および兵庫県に対する長期借入債務については、平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採等に基づく収益が生じたときに弁済していく。

第5章 組織体制の改善に関する事項

1. 事務局体制の整備と人材の育成・確保

(1) 事務局体制の整備

分収造林事業等をはじめとした公社事業を着実に実施するため、各年度における事業に対応した合理的かつ効率的な事務局体制の整備を一層図る。

また、専任の経営責任者については、県との協議を経て、速やかに方針を決定する。

(2) 人材の育成・確保

退職等による職員構成の変化や事業量等に応じ、滋賀県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人員の確保を図る。

ICT 化を積極的に図り業務の効率化を推進するため、ICT 分野に精通した人材の育成に努める。

効率的な路網の配置等による生産性の向上や木材の造材・仕分けなど木材の生産・販売についての知識・技術の習得や公社の持つこれまでの情報・経験の継承により職員の資質の向上に努める。

回

	R8	R9	R10	R11	R12
技術研修等の実施	6	6	6	6	6

第6章 その他経営の改善に関し必要な事項

1. 経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成

(1) 水源涵養をはじめとした公社林の多面的な価値および経営状況の発信

森林整備や木材の生産・販売等の公社事業を通じた持続可能な開発目標（SDGs）への貢献の視点を踏まえ、公社林における琵琶湖・淀川の水源地涵養をはじめとした公益的機能の価値や森林保全・整備の重要性について積極的に発信するとともに、木材生産・販売等の事業の状況、経営の状況等について情報の提供・発信を行い、公社経営の透明性の向上と公社事業についての理解の醸成を図る。

t - CO2

公社林における CO2 吸収認証量	R8	R9	R10	R11	R12	計
	1,453	1,446	1,477	1,467	1,386	7,229

(2) 企業と連携した森林づくり等の促進

企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）制度の活用により、近年高まるネイチャーポジティブ志向を踏まえた企業等の社会貢献活動との連携を図るとともに、企業等が実施する森林づくり活動に参画することにより、琵琶湖・淀川の水源地林等としての役割について理解の醸成を図る。そのため、琵琶湖企業の森コンソーシアム[※]へ参画するなど県と連携・協力し、新たな機会創出に努める。

また GX リーグの創設や東証カーボンクレジット市場の開設により、J-クレジット（びわ湖・カーボンクレジット）の価値が向上し流通が加速する中、クレジット販売による企業との連携を通じて公社資源の環境価値を見える化・最大化し、脱炭素社会の形成に貢献する。

回

企業等と連携した 森林づくりの取組数	R8	R9	R10	R11	R12
	2	2	2	2	2

t - CO2

J-クレジット 取引量	R8	R9	R10	R11	R12	計
	300	300	300	300	300	1,500

[※] 琵琶湖企業の森コンソーシアムとは、森林に関心を持つ企業等の川下と川上が参画し、交流から生まれる新たなつながりを契機として、協働による森林づくりを推進する枠組みであり、令和7年7月に滋賀県を事務局として設立された。

2. その他経営の改善の取組

(1) 森林法に基づく森林経営計画等の策定

伐採や保育施業等にあわせて、順次、森林法に基づく森林経営計画等を策定する。

(2) 森林資源管理台帳の維持管理

地理情報システム（GIS）を活用した森林資源管理台帳の整備を引き続き進め、その適切な維持管理を行う。

3. 計画の進行管理

毎年度の事業計画に対する実施状況等について、経営評価委員会の意見を踏まえつつ自己評価を行い、その結果を踏まえ、必要な場合は事業の内容や実施方法の改善・充実、中期経営改善計画の見直し等を行う。

4. 関係者への支援要請と連携

森林整備、木材の生産および販売を計画的に推進していくため、滋賀県等に対し補助金や人員・人材の確保を要請することをはじめ、次の事項について関係者への支援・協力の要請や関係者との連携を進める。

- (1) 森林整備、木材の生産および販売等に係る補助金等の確保
- (2) 公社事業を確実に実施するための人員・人材の確保
- (3) 公社林における公益的機能の持続的発揮に向けた森林環境譲与税等の活用
- (4) 事業地の奥地化に対応した新たな木材生産・搬出技術に対する指導助言・人材育成
- (5) シカの頭数調整等の獣害対策の強化
- (6) 針広混交林化に向けた森林整備の評価・検証、技術指針の作成
- (7) びわ湖材製品の流通体制の整備や非住宅分野への需要の創出などによる公社材の販路確保への支援
- (8) 林業・木材産業を支える担い手の確保および人材の育成等への支援
- (9) 県民をはじめとする琵琶湖・淀川流域の住民等への理解の醸成に向けた情報提供・発信、滋賀県が実施する森林づくり行事への参画等

また、全国森林整備協会等を通じ、木材生産と販売の手法、分収造林契約変更等について、関係者との情報交換を行い経営に活かすとともに、国等関係機関への共同要望、共通課題について検討等を行う。

造林公社中期経営改善計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条

一般社団法人滋賀県造林公社(以下「造林公社」という。)が健全な経営を確保しつつ設立目的を果たしていくため、経営最終年を目標年次として策定した長期経営計画に基づき、令和8年度以降5カ年の中期経営改善計画の策定に向け、造林公社中期経営改善計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条

委員会は、次に掲げる事項を検討し意見を述べる。

- (1) 長期経営計画に基づく令和8年度以降5カ年の中期経営改善計画の案
- (2) 前(1)の計画案に関連する必要な施策等
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条

委員会は、造林公社理事長が委嘱する4人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会は、委員の互選により委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。なお、会議へは通信機器等を用いての出席も認めるものとする。
- 3 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、必要に応じ会議において協議のうえ公開の可否を定めることができるものとする。

(結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の結果をとりまとめ、造林公社理事長に報告する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、造林公社事務局に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年(2025年)10月7日から施行する。

造林公社中期経営改善計画検討委員会 委員名簿

(委員長)	栗山 浩一	京都大学大学院農学研究科教授 公社評価委員会委員長
	小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科教授 公社評価委員会委員
(副委員長)	土井 裕明	弁護士 公社評価委員会副委員長 滋賀県分収造林事業あり方検討会委員
	家森 茂樹	滋賀県森林組合連合会代表理事会長 滋賀県森林組合代表理事組合長 滋賀県分収造林事業あり方検討会委員 滋賀県森林審議会委員

※五十音順。役職等は委嘱当時

造林公社中期経営改善計画（令和8～12年度）策定の経緯

- 令和7年10月 7日（火） 造林公社中期経営改善計画検討委員会設置
- 同 日 造林公社中期経営改善計画検討委員会委員の委嘱
- 令和7年10月27日（月） 中期経営改善計画検討委員会 第1回会議
検討内容 ・ 計画の方向性について 等
- 令和7年12月15日（月） 中期経営改善計画検討委員会 第2回会議
検討内容 ・ 計画（素案）について
- 令和8年 1月27日（火） 中期経営改善計画検討委員会 第3回会議
検討内容 ・ 計画（案）の取りまとめについて
- 令和8年 2月 2日（月） 中期経営改善計画検討委員会は、公社理事長に
中期経営改善計画（案）を報告